

利益相反の事例に関するアンケート調査¹

『特許』、『奨学寄附金』、『兼業』で生じうる利益相反の問題について質問します。その理由は「利益相反の事例に関するアンケート調査—補足説明」のとおりです。

下記の各事例は国立大学を想定したもので、氏名、社名を含めて架空のものです。

回答は添付の黄色の回答用紙の p. 2、p. 3 の表をお願いします。

事例 1. 特許出願と学術発表

『相田教授は、助教授時代にクロレラの遺伝子発現に関する興味ある発見をした。その発見はクロレラを使った有用タンパク質の製造の基本技術につながると予想され、実証試験を行って特許出願すべきかとも考えたが、次期教授選を2年後に控えて、注目される業績が欲しかったので、応用の可能性を伏せて海外の一流誌に投稿した。相田助教授の論文は学会で高く評価され、教授選考に際しても業績として評価された。相田助教授の論文を査読したアメリカの研究者はクロレラを用いた遺伝子組み換え技術による有用タンパク質の製造に関する基本特許を取得し、それを使用した新しい産業が熱帯地域に生まれた。』

利益相反的な状況：相田助教授は大学が技術移転活動に力を入れ、特許出願を奨励しているのを知っていたが、事例のような状況下で、学会発表を優先させた。その結果、本人は個人的な利益（昇進）を得たが、研究成果を還元して国内産業に貢献するという公的な利益ということでは責任を果たさなかった。つまり利益相反が起こったとみなし得る。

Q1-1. この事例についてどのように考えますか（複数回答可；以後の設問も同様）

- 選択肢-1 特許や研究成果の産業的利用の努力が人事や処遇に反映されれば特許出願努力をもっと重視するだろう
- 選択肢-2 迅速に出願できる体制があれば特許出願努力をもっと重視するだろう
- 選択肢-3 学術発表優先、特許副次的という考え方は状況によっても変わらないだろう
- 選択肢-4 その他

コメント：

Q1-2. 教員の特許出願を促進するインセンティブについてどのようなものがあるとお考えですか（現状で不足するもの、推進力になるものなど）

コメント：

¹ 問合せ先：奈良先端科学技術大学院大学 先端科学技術研究調査センター 今田 哲
電話：0743-72-5600、FAX：0743-72-5609、メール：imada@rsc.aist-nara.ac.jp

事例2．発明届出

『井田教授は、大学で画像処理工学の研究をしている。休日には好きな車の調整に余念がない。最近、特に内燃機関の調整に熱心に取り組んでいる。ある火曜日、帰宅途中、今までに比べて格段に優れた内燃機関の構造を思いついた。井田教授は、大学での研究内容とは違出し、帰宅途中に思いついた発明なので、大学への届出は不要と考え、自分の費用で特許を出願した。』

利益相反的な状況：(参考) 大学教員が著書を執筆して印税を得ることや芸術活動への対価を得ることは、海外の大学のガイドラインでは利益相反的にも問題ないとされている。

Q2． 井田教授が専門外の研究成果を大学に届出なかったことについて

選択肢-1 問題ない

選択肢-2 問題あり

コメント：

事例3．特許を受ける権利の帰属

『宇田教授はロボットに関する科学研究費補助金の研究成果を学会で発表した。発表後、ロボットサイエンス社(口社)の社員から実用化の問題点について質問を受けたので、通信技術の開発が課題であると回答した。宇田教授は口社とその社員とはこれまで面識がなかった。質疑が終了したので、フロアに出ると、先ほど質問した口社の社員が待ち受けていた。次の講演までの時間を利用して、2人でロボットのアイデアを検討した。特に懸案になっていた通信機能について、口社の社員の知恵を借りて、ロボットのアイデアを完成させた。その過程で発明が生まれた。宇田教授はロボット開発のために特別の研究経費(科学研究費補助金)を受けていたが、今回生まれた発明は、科学研究費補助金を受けていない口社の社員との検討の末、生まれた共同発明だったので、校費を使って生み出した発明と考え、特許を受ける権利は個人に帰属するという内容の発明届出をした。なお、宇田教授の最近数年間の研究の主たる部分はロボットの開発を目的とした科学研究費補助金で行われていた。』

利益相反的な状況：この事例はむしろ特許を受ける権利の帰属に関する制度的な問題に関連するかもしれないが事例としては極めて多いであろう。判断する過程で利益相反の可能性が生じる。

Q3． 宇田教授の選択についてどのように考えますか

選択肢-1 自分でも同様の選択をするだろう

選択肢-2 自分なら国有特許にするだろう

選択肢-3 その他

コメント：

事例4． 特許出願ルート

『江田教授は毎年20件近い発明を行っている。発明委員会で個人有と判断された発明は、実用化が比較的容易に見通せるものについては企業に譲渡している。それ以外は江田教授の勤務する大学に関連の深いTLO(tlo株式会社)経由で特許出願している。江田教授が実用化見通しの立ちやすい発明を企業に譲渡するのはその方がスピーディーに実用化できると考えるからである。なお、江田教授が勤務する大学では、学長から、なるだけtlo株式会社を利用して特許を出願することが望ましいとの意向が示されていた。』

利益相反的な状況：もし、tlo株式会社を経由して特許出願することが大学機関として合意されていたとすれば、tlo株式会社を経由しないことは大学への忠誠に背くことになる。ちなみに、例えばスタンフォード大学の利益相反のマネジメントの文書は『スタンフォード大学の教員は大学への忠誠が義務であり、』で始まっている²。忠誠は利益相反の有無の判断の重要な基準である。

Q4-1. 江田教授の選択についてどのように考えますか

選択肢-1 妥当な選択である

選択肢-2 大学のtlo株式会社を優先的に利用すべきである

選択肢-3 その他

コメント：

Q4-2. 利益相反的な状況にある『大学への忠誠』についてどのように考えますか（我が国でそれに相当するケースがあるかどうか、何がそれにあたるかなど）

コメント：

事例5． 発明譲渡先と奨学寄附金

『織田教授は毎年多数の発明を行っている。発明委員会で個人有と判断された発明の多くは奨学寄附金を提供してくれている企業に譲渡され、同教授を発明者として特許出願されている。織田教授の発明は数社の製品開発に有効に利用され、同教授の奨学寄附金は年々増えている。』

利益相反的な状況：奨学寄附金は補足説明(p.7)に示すように^{ショウガク}出捐行為であり、制度を額面通りとすると、奨学寄附金の見返りを提供することは不適正な行為となる。また、奨学寄附金で教員が個人的な利益にあずかることはないので、利益相反上の問題は大学ないし組織レベルで生じる。文部科学省でも奨学寄附金制度が機動的である反面、社会の疑惑や不信を招くことも考えられるため、「外部資金の受け入れにあたっては適切な審査機関を設置して審査を行うとか、教授会等に対し報告を行う等して寄附者等との関係について社会の疑惑を招くことのないよう適切な措置を講ずべく学内規定の整備を早急に行うこと。」としている。

なお、奨学寄附金拠出企業への便宜提供は、事例のような発明の譲渡だけではなく、さまざまな形態があるであろうが、それらも同様の問題を含んでいる。

² <http://www.portfolio.stanford.edu/100906>

Q5-1. 織田教授が奨学寄附金を寄附してくれている企業に優先的に発明を譲渡していることについてどのように考えますか

選択肢-1 奨学寄付金提供の見返りとして発明を譲渡するのは妥当ではないと思うが、発明の有効活用のためにはそうするだろう

選択肢-2 寄附した見返りとして発明を譲渡するのは妥当ではない

選択肢-3 その他

コメント：

Q5-2. 奨学寄附金が利益相反の問題に繋がり得るといふ指摘についてどう考えますか

コメント：

事例-6 コンサルティング兼業

『加田教授は若いがんのバイオテクノロジー研究の大家で多くの企業からコンサルタント就任を依頼されたが、報酬の最も高いオンコ社のコンサルタントに就任した。同教授の大学では内規として時給 27,000 円以上であれば学内の審議が必要と定められていた。同教授は煩わしかったので審議の要らない範囲内の報酬で、週 10 時間、勤務時間外に兼業を行った。コンサルタント収入は年間約 1,000 万円でほぼ本俸と同額になった。オンコ社は別途、加田教授に年間 2,000 万円の奨学寄附金を提供した。加田教授の研究室は活気に溢れ、国際的にも優れた教育・研究環境が醸成されていた。』

利益相反的な状況：海外の大学における利益相反のマネジメントのルールでは、コンサルタントを大学の事業としてではなく、個人的に実施する場合には、大学の名前の入った便箋の使用を制限することにまで言及し、けじめをつけるよう注意を喚起している。もし大学の施設設備やサービスをコンサルティングに使用すれば利益相反上の問題になる。

Q6-1. 教員がコンサルタントに就任している会社から奨学寄附金をもらうことや、共同研究や受託研究をすることに対してどのように思われますか

選択肢-1 問題ない

選択肢-2 問題がある

コメント：

Q6-2. 本務と兼業に、教員が時間や学内で提供される各種便宜（備品や通信手段など）を区分して使うことは難しい面があると思いますが、どのように対処すればいいでしょうか x

選択肢-1 教員の裁量で判断すればいい

選択肢-2 ルール化を検討すべきである

選択肢-3 その他

コメント：

事例-7 教員の個人的な関係と国有特許のライセンス（『お手盛り』の例）

『前出の加田教授は癌治療法の開発に関する応用目的の文部科学省の研究予算で癌遺伝子の抑制方法を発明をした。その発明は科学技術振興事業団から国有特許として出願された。その特許に対する権利は同教授がコンサルタントをしているオンコ社に移転された。多数競合した会社がライセンスを希望している中で、特に実績がある訳でもなかったのにオンコ社がライセンサーとして選ばれたことについて、周囲は同教授がオンコ社から相当額のコンサルタント報酬を得ているためではないかとライセンスの過程に疑惑を持った。』

利益相反的な状況：教授が個人的な利益を得ていることによって公的な決定が影響を受けるのは最も初歩的な利益相反である。海外の事例では、お手盛りの典型的な例として、研究費の配分に自らの地位を利用して有利に働きかけることがしばしば挙げられている³。このケースも同じ文脈で考えられる可能性がある。将来、国立大学が法人化あるいは民営化され、国費で研究の大半が賄われ、かつ特許権が法人有となり、大学法人として特定の関係にある企業に一見利するような行為があると利益相反上の問題になりうる。

Q7. 地位や立場を利用して本人またはその周辺に利益（個人レベル、組織レベルを含む）をもたらすいわゆる『お手盛り』という利益相反上の問題についてどのように考えますか

選択肢-1 教員の裁量で判断すればいい

選択肢-2 ルール化を検討すべきである

選択肢-3 その他

コメント：

Q-8. 利益相反ガイドラインについてのご意見

我が国でも利益相反に対応するためのガイドラインが必要か。そのための手順はどのようにあるべきか。どこが主体になって作業をすすめるべきか。今後、利益相反との関係でどのような問題点が出てくると考えられるか。このようなことを含めて利益相反に対処するためのガイドラインの作成に関する意見を述べて下さい。

コメント：

<ご協力ありがとうございました>

³ 平成 11 年度 21 世紀型産学連携手法の構築に係るモデル事業「産学連携と倫理に関する研究 -大学における利益相反の日本型マネジメントの在り方について-」、資料編、平成 12 年 2 月、奈良先端科学技術大学院大学、資料 10（シンシナティ大学の利益相反のマネジメント、<http://www.uc.edu/safety/conflict.html>）参照。